

第2章 研究の意義と概念の整理

2-1. 高度成長とまちづくりの胎動

明治以来の富国強兵、殖産興業のもとに、人口の都市部への集中が始まった。そして、戦後の日本は朝鮮戦争を契機とし、所得倍増計画、全国総合開発計画をもとにする重化学工業を中心とした都市開発政策が重点的に進められ、都市化の流れは一気に加速した。1970年代になると、都心中心部における人口は減少傾向が見られるようになるが、大都市圏人口は相変わらず増加を続けた¹⁾。

人口集中や都市化の進展は社会構造やライフスタイルに大きな変化をもたらした。都市においては分業化が進み、通勤の発生によって人々の生活は居住地のみでは完結しないものとなり、活動範囲が広域化していく。そして、居住地における暮らしに対する関心が相対的に低下し、多くの政治的無関心層を生んだ。このような社会の変化は人々を旧慣的な地域共同体の秩序から解放する一方で、近隣コミュニティでの人間関係を希薄化し、種々雑多な人々の多様な価値観が混沌としてくる。

高度成長期は中央集権化と自治体の広域化の過程でもあった。戦後、一連の民主化措置の中で地方自治確立のための法体系が整備され、地方分権への動きが見られたものの、朝鮮戦争の頃から戦後改革における民主化措置が廃止され、戦後の新たな中央集権化が図られるようになる²⁾。さらに、昭和30年代には都市基盤施設の整備を目的として昭和の大合併が促進されるなど、効率的な行政運営や高度化する行政需要へ対応していくため、機能的にも領域的にも自治体は肥大化していく。自治体は次第に住民が主体的に運営するものではなく客体化し、独立した機関となっていく。現在では「行政国家」とも言われるほどに、行政権限は強化し、住民は居住地への関心を失い³⁾、その過程で地方自治が空洞化していった。

このような状況下において、高度成長のひずみが身近な住環境のゆとりを奪い、多くの都市問題となって表出してきた。そして、身近な生活環境の混乱、コミュニティの崩壊といった本来の地域のもつ秩序および固有性の回復に対する課題への取り組みとしての「まちづくり」が胎動してきた⁴⁾。

2-2. 市民参加・パートナーシップ論の系譜

2-2-1. 住民運動から市民参加へ

都市問題や身近な環境の悪化に対する抵抗運動として、1960年代になると広範囲で住民運動が展開され、都市は制御不能な様相を呈してくる。中央政府の強い統制力、また都市の行政機構が複雑巨大化するなかで、自分たちが居住する地域のことを、自分たちでは決められないという状況に対し、少しでも政治や行政を自らのもつに引きつけようとする住民自身からの権利の回復運動でもあったと考えられる⁵⁾。

市民参加の胎動とともに福祉行政や住民側に立った行政運営に対する住民の期待を背負って全国に革新自治体が誕生した。革新自治体の旗手とみなされていた飛鳥田一雄氏が1963年に横浜市長になると、「一万人市民集会」を提唱し、市民参加の行政が全国に広がっていく。市民参加は革新自治体を中心とした「市民との直接対話」から始まっていった⁶⁾。そして、このような集会方式による討議型参加が各地で試みられるようになるとともに、市民参加の土壌としてのコミュニティづくりにも注目が集まるようになり、中野区の「住区協議会」、目黒区の「住区住民会議」、横浜市や神戸市の「区民会議」、武蔵野市の「市民委員会」など、コミュニティレベルでの組織づくりが相次いで試みられていく。

参加運動のエネルギーは住民の権利意識を伴い、次第にまちづくりや地域づくりを目指した参加運動へと転化し、1970年代に入ると住民参加は一つの流行語のように使われるようになり、保守、革新を問わず、政治の重要な課題となっていった。1980年代になると、これまで場当たりの対応であった行政も経験と実績を積み重ね、次第に市民参加のシステム化が図られるようになった⁷⁾。1990年代に入ると、理論・理念としての参加から具体的な手法・技術の確立へと進化していく。市民参加の対象領域が拡大し、特に1992年の都市計画法の改正にともなう都市計画マスタープランの策定が市町村に義務づけられるようになると、伊勢市や調布市を始めとして計画策定における市民参加が図られ、それにあわせてワークショップを始めとする市民参加の手法が確立されていった。また、総合計画の策定にあたり、高知市の「コミュニティ計画策定市民会議」や「小田原市総合計画市民百人委員会」などの市民会議の設置が目立つようになった⁸⁾。さらに、まちづくり協定やまちづくり協議会など、行政との協力のもとに専門家の協力を得てまちづくりを進めていく事例も見られるようになった⁹⁾。

2-2-2. 市民参加の課題

1970年代は、市民参加へと向かう高揚の中、とかく保守的政治のメカニズムへの批判と市民参加の礼賛という傾向があった¹⁰⁾。市民参加の胎動とともに革新自治体が主要施策として掲げた市民との対話は旧慣的な地域共同体からの解放を促進し、住民の直接的な政治参加を可能としたという点で大きな成果をあげたと言える。しかし、一方では、福祉自治体化や住民との直接対話といった施策が行政に対する甘えや陳情を助長するという側面もあり、課題も多かった¹¹⁾。市民集会や首長懇談会などの住民参加は議論する場ではなく、個別化された要望を陳情する場となりやすかった¹²⁾。そのため、甘言が前面に出て、権利の主張に終始し、住民の義務や責任、それに伴う負担という議論に盲目になり¹³⁾、自分たちの地域の課題を自分たちで解決していくための自治力を減退させたという側面は否定できない。また、先進自治体によって取り組まれた「住区協議会」などのコミュニティレベルでの参加の基盤も、結局は自治会・町内会と同じような組織となったり、マンネリ化などの課題を抱えている¹⁴⁾。さらに、住民運動から始まった大きな時代の動きは市民参加へと移行する過程で制度化が行われ、その制度の運用をコントロールする行政の責任範囲となり、行政機構に包摂されていくことになる¹⁵⁾。

2-2-3. 市民参加から協働・パートナーシップへ

1970年代後半以降、自治体財政が悪化し、公的支出の抑制が叫ばれる一方で、福祉を始めとする新たな行政需要の高まりによって財政赤字が累積していくことになり、これまでのように行政が公的サービスを提供していくことが困難になった。このような状況の中で、1980年代の中頃になると、それぞれの関心領域において「個別テーマ追求」の実験的なまちづくりが展開され、その中から自律的な組織が生まれてきた¹⁶⁾。1990年代に入ると、阪神淡路大震災を契機として、市民活動への期待が集まるようになると、1998年にはNPO法が制定され、NPOを中心とした市民活動が積極的に評価されるようになり、行政と企業、住民等の多様な主体が対等な関係で公共サービスを担っていく協働やパートナーシップが強調されるようになった。2001年には租税特別措置法施行規則の一部改正による「認定NPO法人制度」が施行され、認定要件の厳しさに対する指摘は多いものの¹⁷⁾、市民活動に新たな展望が開けつつある。

協働とは、一般的には政策の執行過程を念頭に、「多様な地域課題の解決やより質の高い公共サービスの実現を目的とする、住民を構成メンバーとする自主的・自発的なさまざまな活

動主体をはじめ、広く「民」と行政との対等な立場での協力関係」と定義される¹⁸⁾。協働のまちづくりでは、少子高齢化という福祉政策の行政需要の拡大を念頭に、公共サービスを民間部門も担っていくことで、行政の減量経営を実現するとともに、NPOを中心とした市民セクターを新たな経済主体として育成し、雇用の創出や経済の活性化を図っていくことが期待されたが¹⁹⁾、その後、さまざまな分野に拡大し²⁰⁾、新たな社会の問題に対応するためには協働社会によってしか解決できないという認識が高まりつつある。

2-2-4. 協働の理論とその特徴

協働の担い手として期待されているのは主としてNPOを中心とした市民活動であるが、我が国におけるNPOはもともとアメリカから「ネットワーキング」という新しいコンセプトを輸入することから始まった²¹⁾。「ネットワーキング」の概念では個人を重視し、個人の自発性をもとにした組織の自由なネットワーク化が志向される。そして、このような組織のネットワーキングによって行政との対等な協力関係を築こうとする²²⁾。また、このようなNPOの活動は概して自己実現や生き甲斐といった個人の関心が活動の動機となり、既成の地域組織によって進められたまちづくりへの対抗的な動きとして、個人参加による自由な活動として始まる傾向が強かった。そのため包括的な地域問題に対応した活動を担っているとは言い難い²³⁾。

2-2-5. 協働の現実と課題

新しい公共が叫ばれながら、現実には目を向けて見ると、具体化に向けては課題も多い。行政と民間セクターではその権限や公共経営能力、目的などに大きな差があり、実際にはNPOが行政の設定した枠組みの中において下請け機関となることが少なくない²⁴⁾、あるいは、政策執行過程における協働関係が強調され、政策作成・決定過程への関与を希薄化させるという指摘がある²⁵⁾。

また、ネットワーク型の水平的な協働の関係は個別テーマばかりを追求することでテーマごとに縦割化が進むといった弊害も生まれるようになってきたり、明確なテーマの下で活動する広域の市民活動団体という側面を持つため、地縁組織とはまったく異なる論理で運営される組織形態であったため、地域の中で軋轢を生むことにもある²⁶⁾。

さらに、ネットワーク型の公共サービス主体が生まれた場合には、住民の意思をどのよう

に新しい公共サービスの提供主体に反映させていくのか、これまでの行政において培われてきた手続的公共性や意思決定の正当性の担保の修正の必要性が指摘され²⁷⁾、このような課題を解決するために、多主体間の協議の仕組みや制度の必要性が議論されている²⁸⁾。

2-3. コミュニティ論の系譜

2-3-1. コミュニティ政策の経緯

高度成長を通して家庭中心へと移行するにつれ、地域への依存は弱まり、地縁的共同体の秩序が次第に希薄化していった。その結果、近隣レベルにおいて様々な問題が発生しはじめる。土地に縛られない大衆にとって、地域は終の棲家ではなく、転居を繰り返す新しい地域住民層を生み出した。このような仮の住処に愛情を持って手入れをしていくことは難しく、地域の環境管理という側面から見れば、不幸な時代であったと言って良い。このような背景を受けてコミュニティづくりへの要請が高まり、1969年9月、国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会による「コミュニティー生活の場における人間性の回復」が出された。

かつての旧慣的な地縁組織はネガティブなイメージがつきまとう。行政権力の末端を支え、行政と癒着した一部の名望家層によって支配された非民主的な組織の影を引きずるからである。このような旧慣的な地縁的組織では、納税をはじめとして、様々な行政事務が代行されるのみならず、寄附金や労役が半強制的に割り当てられ、それらの決定が名望家層によって非民主的に行われるということも過去にはかなりみられた²⁹⁾。そのため、「コミュニティー生活の場における人間性の回復」においては、従来の地縁的組織に変わり、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」がコミュニティとされ、コミュニティを単位とした住民参加方式が提唱された。

「コミュニティー生活の場における人間性の回復」以後、旧自治省では1971年度からモデル・コミュニティ地区の設定を中心とする施策を展開していく。モデル・コミュニティ地区は概ね小学校区程度の規模が基準とされ、コミュニティ計画の策定、コミュニティ・センターの建設・管理運営などの各段階で住民参加が行われ、これらを契機としてコミュニティ活動の活発化を促進していくことが期待された³⁰⁾。そして、1980年代になると、コミュニティ政策はコミュニティセンターの管理運営といった身近な公共サービスの課題へと移っていった³¹⁾。一方で、都市部においては1983年度から施設整備よりもコミュニティ活動の推進に重点を置いた「コミュニティ推進事業」が始められた。

2-3-2. コミュニティ政策の限界

一連のコミュニティ政策は、コミュニティ・センターの管理運営を住民に任せることでコミュニティを育成するという手法が用いられたが、市民が直接、公的な活動を担うことは想定されてはいなかった³²⁾。そして、活動の多くは従来地域活動の延長線上のものや、私的な趣味の活動が行われ、管理運営という役割を超えることは少なかった³³⁾。また、担い手も、多くは従来自治会・町内会や、あるいは自治会・町内会の組織力によって支えられることが多かった³⁴⁾。そのため、実際には箱物行政でおわり、内実のないものであったという批判がなされることになる。

2-3-3. 協働のパートナーとしてのコミュニティ

コミュニティ政策は1980年代からはじまる行財政改革の中で矛盾を深め、行政施設の効率的な管理という点から評価されるようになっていく³⁵⁾。そして、1990年代に入ると、「協働」のパートナーとしてコミュニティを認知するようなコミュニティ政策が目立ってくる³⁶⁾。

協働やパートナーシップはコミュニティ政策とは異なる文脈として提示されてきたものであるが、住民が直接的に公的な役割を担っていくというコミュニティ政策が目指した方向性をパートナーシップが引き継ぎ、コミュニティ政策の限界を超えることが期待されている³⁷⁾。

2-4. 自治体内分権とコミュニティの議論

2-4-1. 自治体内分権と生活の場における自治

1995年の「改正合併特例法」以後、市町村合併による自治体の広域化に対して、コミュニティ・レベルでの住民参加の場として、あるいは自治体職員が住民と直接向き合うことが可能になる自治の単位として自治体内分権に関する議論が活発化してきた³⁸⁾。そして、協働やパートナーシップの文脈からも、コミュニティが担いうるものはコミュニティが担っていくという方向性が提起され、パートナーシップのコミュニティからの参加を促進する場としてコミュニティ・レベルでの小さな自治に対する議論が活発化してきている³⁹⁾。高度成長の歪みとして発生した様々な都市問題が一定程度の改善をみた一方で、高齢化社会の到来を始

めとする生活に身近な問題が新たな課題として浮かび上がり、これらの課題に対処するためにもより生活に身近な単位での協働の主体が求められるようになってきていると言える。

協働やパートナーシップの議論の多くが行政と住民、NPO 等との多主体間の関係を規定する中で、江藤⁴⁰⁾は住民が主体となるように政策形成過程や政策執行過程を変えるために〈住民－住民〉関係の構築を強調し、住民自身が議論し提言する場の設定や、それを自治体が支援する仕組みが必要であると指摘している。江藤の指摘は、協働を単に対等・平等な関係というレベルにとどめずに、補完性の原則にもとづき、〈住民－住民〉関係を基軸に据えるという点で、コミュニティレベルでの自治を意図していると考えられる。

また、名和田⁴¹⁾は、多段階多層的な決定審級を複数設けることで、集権と分権の相矛盾する要請を工夫させることが必要であると述べている。

社会学の分野からは、生活の場において、地域の共同管理を包括的に担う住民自治組織の必要性について論じられ⁴²⁾、生活の場から自己決定にもとづく自治の力を高めていくことに主眼が置かれてきた⁴³⁾。このような狭域での自治を担う包括的な組織として、自治会・町内会の意義が評価される。そして、自治会・町内会等の地域住民自治組織を基盤として、学区レベルの分権組織を構成し、行政とのパートナーシップを実現していくことが展望されている⁴⁴⁾。

2-4-2. 地縁的組織と NPO 等との相互補完関係

NPO 等の専門組織は、多くは狭域での地域性を組織的基盤とはせず、比較的広域の場で専門性を持って活動に取り組むことが大きな特徴である。そのため、主に社会学の分野から自治会・町内会などの包括的組織との相互補完関係を構築することで自治的活動を充実していく必要性が指摘され⁴⁵⁾、その連携方法について、実践的な取り組みの中で研究を蓄積していくことが社会的要請ともなっている⁴⁶⁾。

2-5. 市民参加論の概念整理

2-5-1. 市民参加 / 住民参加 / コミュニティ参加

参加という言葉を使う際に、現在では市民参加という言葉が用いられる場合と住民参加という言葉が用いられる場合がある。それぞれニュアンスの違いを用語の使い分けによって表現していると考えられるものの、その線引きは明確ではない。また、コミュニティ参加という言葉が用いられることはほとんどない。

西尾⁴⁷⁾は、参加には市民参加と住民参加とコミュニティ参加とがあり、これらは異なる概念であり、区別して論じた方が良いと主張し、市民参加とは『自治の主権者である市民一般が区市町村の政治行政そのものに能動的に参加すること』、住民参加とは『特定事業に関して直接的な利害関係をもつ特定地域の住民がその事業の計画実施過程に参加すること』、そして、コミュニティ参加とは『基礎自治体である区市町村のもとで、狭域コミュニティが一種の下層自治単位として認められ、コミュニティの住民がコミュニティ施設の建設管理とかコミュニティ整備計画の策定といった地域的自治に参加すること』と定義している。そして、コミュニティ参加が発展してくる動機として、市民参加を支える基盤という動機とともに、住民参加では解決のつかない問題を解決しようという動機について言及し、『住民参加ないし住民運動は第三者の事業計画に触発されて発生するという意味で他発的ないし受動的である。それは既得利益の防衛をめざすという意味で消極的である。これに対して、コミュニティ参加はコミュニティの住民がその生活環境全般を自発的能動的に点検し、これを積極的に改善する方策を提案していくことを期待するもの』と述べている。また、『多様な市民の間の討議の場がひらかれ、この市民討議によって市民の諸要求を総合的な観点から評価し、施策の優先順位について市民の合意をひろげていく必要がある。しばしば市民と「役所」の対立であるかのようにみえる問題は、実のところは市民間の対立にほかならないからである』、『市民は行政サービスの拡充のみを要求し、行政サービスが特定の住民に与える被害に意を用いようとしないう傾向がある。また、行政サービスを裏付けるべき租税等の負担について考えようとしないう。そこで、行政サービスの需要と供給との適切な均衡について市民の合意をひろげていくためにも、市民討議が必要となる』と述べ、市民参加の基盤としてのみならず、コミュニティ単位での要求の意思決定、施策の優先順位の調整、さらには、行政サービスに対する負担についても住民自身が合意をひろげていくことにも言及している。そして、市民参加と住民参加とコミュニティ参加の相互関係について、『三つの参加が相互補完的に機能することは十分におこりうる事態である。しかしながら、市民参加が成功すれば、それでもはやコミュニティ参加は不必要であるというものではない。同様に、市民参加、コミュニティ

参加が成功すれば、それで住民参加が完全に不必要になるといった相互代替性はないのである』と述べ、これらの三つの参加の相互補完関係についての構造的整理を示している。

2-5-2. 市民参加とコミュニティ

市民参加を積極的に推進する立場においては、コミュニティ参加について言及される場合においても、自らの居住地の中で、地域の住民組織やその他の活動に実践的にかかわることによって、市民参加の基盤がつくられるという視点に集約される傾向があった⁴⁸⁾。

多くの自治体では市民参加が主要な施策として一般化してくる中で、市民参加を内実のものとしたものとしていくために、コミュニティの場からの参加が強調されるようになる。そして、先進自治体によって「住区協議会」や「市民委員会」などのコミュニティ施策が取り組まれるようになるが、その視点はコミュニティレベルでの参加の基盤にあり、身近な生活問題から出発し、コミュニティには様々な課題に対して住民と行政の担当者とが一体となった場で議論を行い、市民参加の経験の場となっていくことに向けられた⁴⁹⁾。また、コミュニティの希薄化に対応していくために、コミュニティ政策がスタートするが、コミュニティセンターの建設に対する住民参加が典型的に示すように、行政課題としてのコミュニティ政策が、施設整備や計画づくりへの参加といった局面を強調していく側面が強く、結局は市民参加、住民参加の具体的作業に集約されていった⁵⁰⁾。

2-6. コミュニティ論の概念整理

2-6-1. コミュニティとアソシエーション

近年では、NPOを中心とする市民活動をテーマ型コミュニティと呼ぶこともあるが、特に社会学の分野においてはコミュニティとは明確に異なる概念で説明される。

社会学の立場からコミュニティを最初に定義した R.M. マッキーバー⁵¹⁾ は、アソシエーションとの対比でコミュニティの概念規定を行い、コミュニティを、『共同生活の相互行為を十分に保証するような共同関心が、その成員によって認められているところの社会的統一体』とし、アソシエーションを、『ある共同の関心または諸関心の追求のために明確に設立された社会生活の組織体』とした（「1-3. 用語の定義」参照）。

また、奥田⁵²⁾ は地域社会の規定について、(1) なんらかの地理的領域を意味していること、

(2) 特定の地域的空間が、生活環境施設のネットワークによって体系化されていること、(3) 住民にとって自発的な地域活動が展開していること、(4) 心理的帰属感・一体感、あるいは定住意志をもちうること、の4つを柱として提示し、『地域性の回復とは、住民の生活空間をベースにした発想である』、『住民の実体的生活空間をベースにしての位置づけに、特徴がある』とし、地域社会を生活空間をベースとした一定の地理的範囲を持ったものとして規定している。そして、(1)と(2)をフィジカル、(3)と(4)を社会＝心理的な次元と整理し、特定の地域を地域社会として体系化するためには、これら4つの次元が相互均衡することが必須となると述べている。ここで、社会＝心理的な次元が、地理的範囲をもつ特定の地域的空間を単位として理論化されていることに注意したい。このような視点は、R.M. マッキーバーのコミュニティの定義にも重ねてみることができる。

2-6-2. 地域社会の位相

コミュニティの位相について考察する場合、奥田⁵³⁾のモデルを若干修正した篠原⁵⁴⁾のモデルが参考になる(図2-1、図2-2)。

篠原は、奥田が示した行動体系における<主体化－客体化>という分析軸に対して地域性という空間的範囲概念を採用し、地域性ないし地域的まとまりを縦軸とし、価値の普遍化(権利)と特殊化(利益)のスケールを横軸として、地域社会を「コミュニティ」、「市民化社会」、「原子化社会」、「地域共同社会」の4つに分類するモデルを提示している。それぞれの属性については奥田のモデルと大きな差はないが、「コミュニティ」の属性について『市民化社会の段階ではまだ地域性がなく、いわゆるコミュニティは成立していない。ところが、市民化社会の中でくり返し市民運動が展開され、また運動はなくとも市民の中で連帯意識が芽生えてくると、やがてその都市社会にはコミュニティが形成される』と述べ、とくに地域性と連帯意識が強調されている。しかし、篠原はこのようなコミュニティの形成について、都市の中にコミュニティをつくる作業はきわめてむずかしく、「市民化社会」から「コミュニティ」に移行するよりも、社会の発展とともに「地域共同社会」から「コミュニティ」に変化する可能性の方が高いと推測し、現存している地域的つながりは、プラスの面で温存していかなければならないと述べている。

これまで、旧慣的な地縁的組織の歴史的なイメージが一般論として共有され、既成市街地を一括りにし、新しい組織づくりやコミュニティづくりの議論がなされる傾向があったが、現実には既成市街地におけるコミュニティの位相は様々であり、必ずしもこのような旧慣的な地縁的組織のイメージを重ね合わせることができない。

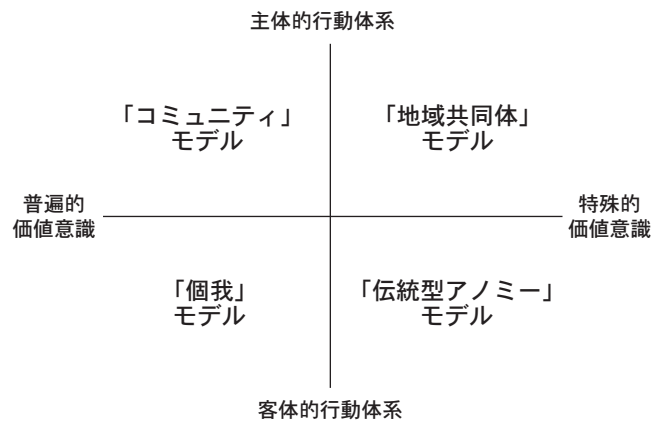


図 2-1 地域社会の分析の枠組（奥田のモデル）

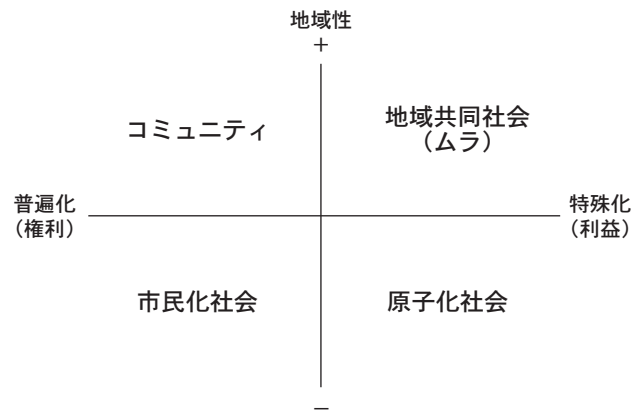


図 2-2 地域社会の分析の枠組（篠原のモデル）

まちづくり胎動期においてはすでに多数の新中間層が生まれ、旧慣的な名望家層による地域支配の基盤は拘束力を失いつつあったし⁵⁵⁾、明治以降、急速に市街化が進んだ現代日本の多くの市街地においては、伝統的な古い地縁的共同体の結束はそれほど強くはなかったと考えられる。また、農村に比べて高い流動性を持つ都市部においては地域支配の構造を欠いていた⁵⁶⁾。しかし、地域有力者の影響力が減退し、移住派の中に社会的連帯がめばえるようになると、かつて否定した祭りや古き縁日が復活するようになる。このような現象について、篠原⁵⁷⁾は『およそ人間の間のつながりが否定されたのではなく、つながりの形態が問題であったことが明らかになった』と述べている。旧慣的地域共同体は排除すべきものであったとしても、人情やつながりといった柔らかな言葉で表現されるような地域性をもった社会関係資本は必要不可欠なものであると言える。

オイルショックを経験し、経済が低成長へと以降すると同時に「市民化社会」が芽生えつ

つあった。そして、そこからいかにして「コミュニティ」へと移行していくかが課題となっているが、現在に至るまで、必ずしも成果をあげてきたとは言い難い。むしろ、自治体と専門組織との協働やパートナーシップに関心が集まり、地域性という空間的範囲がイメージされにくい状況にあると言える。

2-6-3. コミュニティ政策に対する問題提起

「コミュニティ生活の場における人間性の回復」、およびこれに続く旧自治省のコミュニティ政策は、伝統的な地縁組織を否定し、これに変わる新たなコミュニティをつくるという方向性であった。しかし、実際にはこのような意向に反して、多くの自治会・町内会が存続し続けるだけでなく、あらたに次々と自治会・町内会が設立され、新しいコミュニティ組織と自治会・町内会との間に対立が生まれるといった課題も多かった⁵⁸⁾。そのため、社会学の分野を中心として問題提起がなされることになる。

例えば奥田⁵⁹⁾は、『コミュニティは、社会計画の組織的基礎単位として包摂化される。・・・「生活の場における人間性の回復」「人間的交流と連帯」「社会参加」等のフレーズは、むしろ体制側において用意され、イデオロギー的に提出されてきているといえよう』、『コミュニティを組織的単位とした「市民参加機能の拡大と制度化」にしても、“市民的訓練の好機会”といった、新しい秩序形成をめぐるの教育的課題としてうけとめられていることは、たしかである』と述べ、コミュニティの体制への包摂について問題提起している。そのうえで、『われわれなりに限定する「コミュニティ」は、地域住民運動を射程におさめたうえで、住民にとって内的に意味づけられた価値軸の創出という側面を、みすごしえない』と述べ、住民の内的な価値軸を創出していくためのコミュニティという視点を提示している。このような視点は、山崎⁶⁰⁾の、『政府によるコミュニティ政策の本格的実施もこの時期であり、それは高度成長過程における住民管理基盤の弱体化の反省と再包摂を意図するものであった』という議論にも見られる。

また、「コミュニティ」の概念を R.M. マッキーバーにならって地域性や連帯感を基礎とするものであるとすれば、それは行政が施策を通じてつくることはできない領域であり、山本⁶¹⁾は、『人々の間に形成される「連帯感」なるものは、もともと“情感 (sentiments)” の領域に属するものであって、“知識 (intelligence)” の側のものではない。・・・“コミュニティ”の基礎的な要件である「連帯感」をこのように考えると、それは、行政がその施策を通じて“直接的”に醸成することの不可能な領域のものといわなければならない』という根源的な課題を提起している。

2-7. 行政学分野と社会学分野における概念の相違

2-7-1. 行政学分野における議論の特徴

これまで行政学、社会学分野を中心に市民参加論、コミュニティ論、パートナーシップ論などが展開されてきた。しかしながら、各分野によって第一義的な関心は異なり、地方自治という枠組みの中で、これら様々な議論を体系的に整理しようとしても判然としないことが多い。近年の自治体内分権の議論においても、コミュニティレベルの組織を充実させ、地方分権を内実のあるものにしていこうという視点においては共通であると考えられるが、そのニュアンスには違いが見られる。

行政学分野においてはその視点が行政内要請として一定の制度として具体化をみたものがあり⁶²⁾、特に NPO を中心とした専門組織との関係において議論が展開される傾向がある。そこでは地縁組織も NPO と同列の組織として扱われる傾向があり、コミュニティ概念の基底に流れる一定の空間領域が明確に意識されず、NPO を中心とした市民活動のネットワーク化によって行政との協働を図っていくことがイメージされている。

パートナーシップの議論においても、協働やパートナーシップを積極的に推進しようとする立場からは、コミュニティ政策の限界を、公的な意思決定に関与する制度が確保されていなかったことに求め、それを打開する方策としてパートナーシップの推進が論じられる。近年になって、参加の基盤や合意形成の場としてではなく、コミュニティ自身が公的役割を担っていくことについて議論がなされることもあるが、その視点は行政への参画や協働の基盤としてのコミュニティのあり方に重点が置かれる傾向がある⁶³⁾。

また、日本の行政学者の多くは自治会・町内会に対して冷淡であるとされる⁶⁴⁾。自治会・町内会などの旧慣的組織の機能を見直す議論がなされる場合もあるが、行政下請け的な組織を超えて、明確なテーマを持った活動を行うようになっている組織をもって、一定の評価がなされる傾向にある⁶⁵⁾。

2-7-2. 社会学分野における議論の特徴

社会学の分野においては、コミュニティ喪失が社会に及ぼす影響に関心が集まり⁶⁶⁾、人間の回復や関係創造の場としての地域のあり方について議論がなされる⁶⁷⁾。また、社会学分野においては行政内要請として一定の制度として具体化をみたものよりも、住民運動をふくめ住民自治の脈絡において参加の規定がころみられ⁶⁸⁾、自治会・町内会を始めとする地域

の住民自治組織が重視される⁶⁹⁾。そのため、コミュニティとアソシエーションの概念が明確に区別され⁷⁰⁾、行政との関係においても、NPO等とは同一視されない。ただし、これら社会学分野の研究においても、「コミュニティ」を自治会・町内会を始めとする包括組織とほぼ同義に用いていることが多いが⁷¹⁾、本論文においては自治会・町内会などの包括組織を「コミュニティを基礎とした包括的アソシエーション」として捉えており、概念の相違について注意しておきたい。

行政学の分野で強調される「市民」概念は認めつつも、「自立した個人」にのみこだわることに對しては警鐘が鳴らされる⁷²⁾。近年の協働論、パートナーシップ論で提唱される市民組織のネットワーク化に對しても、地域の必要性が強調される⁷³⁾。

現代社会における地域社会への依存が弱まっていることに對しても、一方では集密型の居住をなす都市生活になればなるほど生活諸条件共同利用や保有する資産の価値の維持に關して共通の利害關係をもつようになり、より高度な社会性を求められるようになることが指摘され、新たな共同性の強化が叫ばれる⁷⁴⁾。

このような視点からは、行政施策としての枠組みを超えた、コミュニティレベルでの新たな自治、地域政治に對する視点が見えるが、施策として具体化するうえでは行政システムに依存せざるを得ないという側面は否定できない。

2-8. 都市計画分野における議論

行政学や社会学の分野における議論では、地方自治の制度設計や地域社会構造の把握などに関心が集まるが、そこでは具体的な空間的範囲が意識されることは少ない。一方で、都市計画やまちづくりという分野においては物理的な空間を対象とするため、空間的範囲を基礎とした議論が行われてきた。

C.A. ペリーが提唱した「近隣住区」の概念は広く知られている。「近隣住区」のモデルは、コミュニティ・センターや教会を中心として、概ね小学校単位の明確な空間的範囲を持つ概念であった。近代都市計画や再開発を批判し、街路や近隣公園の多様性を通して、都市の新しい原理を提案しようとしたジェーン・ジェイコブス⁷⁵⁾は、近隣住区の範囲について、『大都市の中で五〇〇〇人とか一万人の住民をとり出してみたところで、そこにはごく特殊な状態の場合を除いては本質的に自然に入り組んだお互いの關係というものは見られない。・・・得られる代償は、ある一つの都市を、互いにさぐり合い、敵意を抱き合うような、ひとかたまりの「縄ばり」という分裂状態である』と述べ、小学校区を単位とする近隣住区の単位に疑問を投げかけている。そして、有用な自治の単位について『都市近隣住区を一つの自治体

としてみると、私は明らかに有用な近隣地区は、ただ三種類しかないと思う。1) 都市全体、2) 街路を中心とした近隣住区、3) 一〇万人ぐらいか大都市の場合にはそれ以上の住民からなる準都市ほどの大きさの地区』の3つのスケールから捉え、最小単位としての街路を中心とした近隣住区の自治機能の意義を強調する(「1-4-4. コミュニティ自治の範囲と多層化」参照)。

1969年の「コミュニティ生活の場における人間性の回復」、およびそれに続く旧自治省のコミュニティ施策を通して、「近隣住区」という都市計画的な概念にかわって「コミュニティ」という社会学的な概念が注目を集めるようになる⁷⁶⁾。そして、市民参加の発展とともに、都市計画マスタープランなどの広域計画、あるいは事業など、公共的取り組みが市民参加の潮流に乗り、計画における参加やその手法に関心が集まり、現在では協働のまちづくりの実践的な手法論に関心が集まるようになった。

このような流れとともに、都市計画の分野においては空間的範囲を持つ近隣レベルでの議論にも関心が向けられてきた。例えば田村⁷⁷⁾は、都市圏を日常生活の基盤となる一定の狭い地域を単位として階層的に捉えたうえで、『まず身の周りの環境は住民参加による、住民の手になる主体によって作られてゆくべきであろう。この単位が実際には基本的な自治体であろう』、『住民の手と声のとどく範囲のコミュニティをまず持つことがどうしても必要なのである。そしてこれこそが住民にとっての根源的自治体であり、自治組織である』と述べ、日常生活圏における環境づくりや自治の必要性について指摘している。また、北沢⁷⁸⁾は、これまでの国家政策や都市政策、地域政策が生活空間や生活風景といった「統合された空間」をイメージしてこなかったことに対して、できるだけ市民の日常に近い、「集落」、「界限」、「学区」などの「小さな単位からの発想」を強調し、補完性の原則によってこれを地方自治体や国が支援していくことが求められていると論じている。

2-9. 研究の意義

景観や住環境などの個性や美観など、近隣レベルで育まれる創造性は、居住者が価値を共有していくための一定のまとまった単位を必要とする。そして、このような単位を基礎として居住者のまちづくりへの主体性と社会貢献を引き出し、自己決定にもとづくコミュニティの自治力を基底に据えて展開していくことが求められる。

このような一定の空間的範囲をもつ近隣レベルでのまちづくりは、他の公共サービスとは異なり、本来的には住民自ら主体的に担っていくべき公共領域である。そのため、縦割化された行政システムにはなじまず、より総合化された「都市デザイン」の概念を必要とする。例えば中田⁷⁹⁾は、個別の分野ごとの、NPO型の協働に対して、地域的範囲を包括する主体

の形成が必要な分野として都市計画をあげている。

「都市デザイン」は、複雑化する社会経済のしくみのなかで、断片化せざるをえない政策や計画、住民活動などの様々なまちづくりの要素を統合していくための考え方である。「まちづくり」が市民生活の改善という広い対象を市民からの視点でとらえたものとするれば、「都市デザイン」は「まちづくり」を空間からとらえなおしたものであり⁸⁰⁾、空間を基礎として、さまざまな主体の関係を築きあげながら進んできた⁸¹⁾。そして、現代社会が求める「都市デザイン」の実現のためには、アソシエーションが提供する様々な公共性を近隣レベルでの空間的範囲をもったコミュニティの中で統合していくことが必要であり、その単位としてコミュニティ自治が構想される必要があるだろう。アソシエーションは社会的公共性の結集として捉えられる。

創造性あふれる近隣レベルでのまちづくりの取り組みが社会的要請となっている現在、改めて計画概念としてのコミュニティは、生活の場に依拠した空間的範囲の基本単位として規定していく必要があるのではないだろうか。財政逼迫を根拠として補完性の原理を持ち出すまでもなく、美しく個性あるまちをつくるためには補完性の原理にもとづく単位空間としてのコミュニティが必要である。そして、都市計画は狭域での住環境や景観のマネジメント、あるいは広域でのマスタープランなど、様々な範囲に応じた体系を必要とするため、多層的多元的な社会関係資本を必要とする。近隣レベルの空間的範囲をもつコミュニティ自治を基礎とした社会関係資本に対する理解は、地域社会システムを基軸とした都市デザインの大きな力になるだろう。

注釈

- 1) 参考文献 1 (pp.14)
- 2) 参考文献 2 (pp.23)
- 3) 参考文献 3 (pp.163)
- 4) 参考文献 4 (pp.60)
- 5) 参考文献 1 (pp.113)
- 6) 参考文献 5 (pp.77-78)
- 7) 参考文献 6 (pp.30)
- 8) 参考文献 6 (pp.32-38)
- 9) 参考文献 7 (pp.5)
- 10) 例えば久富は参考文献 8 (pp.128) において、『住民運動による参加、の意義は、それにとどまらず、たとえば、保守政治のメカニズムの一環であった請願・陳情を、住民要求実現プロセスの一環に変えてきている。また住民運動の力が革新首長を生んだ例が多数あるし、地方議会の革新も展望し得る』と述べている。
- 11) 例えば坂田は参考文献 9 (pp.489) において、具体的な事例をもとに、『対話行政とか、住民との対話とかいうものはひどく耳ざわりがよい。しかし、これをそのままの形で進めてゆくと、何から何まで行政にオンブしてしまうという形になる可能性も多分にある』と述べている。
- 12) 参考文献 10 (pp.242)
- 13) 例えば坂田は参考文献 9 (pp.549) において、『市民参加というのは、現在のように“要求だけの参加”では、明らかに片手落ちだということである。権利の主張、エゴの主張だけで、それに伴う負担、義務という面が、すっ飛んでしまっている。これが現在の市民参加行政の最大の問題、弊害でもある』と述べている。
- 14) 参考文献 11 (pp.29)
- 15) 例えば篠原は参考文献 12 (pp.79) において、『市民参加は、それが効率的であるためには何らかの制度化がされなければならないが、市民参加は制度化されると同時にダイナミズムを失い、それがもつ意味を半減してしまうという宿命をおっている』と述べている。また、佐藤は参考文献 13 (pp.15) において、『住民運動は、行政への住民参加とはちがって、住民自身が完全な主体性を持ち、行政とは無関係にその組織化ができる。これに対して、住民参加は、結局は行政担当者の側の最終的責任において設けられる仕組みであり、その成否のカギは首長の決断にあるとみてよい』と述べ、住民運動と住民参加の違いについて明確にしている。
- 16) 参考文献 14 (pp.6)
- 17) 参考文献 15 (pp.139)
- 18) 参考文献 16 (pp.24)
- 19) 参考文献 17 (pp.46-50)
- 20) 参考文献 16 (pp.24)
- 21) 山岸は参考文献 18 (pp.14-15) において、80年代半ばに、J. リップナックと J. スタンプス執筆の『ネットワークワーキング』（プレジデント社、1984年）が日本に紹介され、「ネットワークワーキング」という言葉がアメリカから上陸し、NPO 運動への序曲が始まったとしている。
- 22) 山岸は参考文献 18 (pp.16-17) において、『「ネットワークワーキング」の原理は個人を重視し、個人の自

発性をもとにした組織や運動原理にするところが、日本の従来型の中央集権的な組織と違っていた』、『市民セクター内におけるネットワーキングは、セクター間の協力関係をつくる協働と表裏一体の関係にある。対等の協力関係を実現するためにはNPO自身のネットワーキング強化が前提であり、最大のパワーになるからである』としている。

- 23) 参考文献 2 (pp.18)
- 24) 参考文献 19 (pp.23)
- 25) 参考文献 20 (pp.80)
- 26) 参考文献 14 (pp.7)
- 27) 例えば玉野は参考文献 21 (pp.46) において、パートナーシップ論の最大の困難について、『いかにして行政という選挙によって正当化された議会による承認を受けた機関を離れて、一部の住民たちが行う意思決定を公的なものと正当化できるのかという課題である』と述べている。また、榊原は参考文献 19 (pp.32) において、『ネットワーク型の行政が登場した場合に、伝統的な民主主義の仕組みであった議会、一般公衆の参加、その前提となる情報公開といった手続的制度的公共性を支える制度との関係をどのように考えるかは大きな問題である』と述べている。
- 28) 例えば森邊は参考文献 20 (pp.80) において、『ガバナンス等の概念が、今後わが国の参加論に対して提起する問題は、自治体への参加、自治体を通じての他の公共サービス提供者への住民意思の伝達・調整だけでは不十分で、自治体の外部に、自治体も一構成員として参加する、民間企業、ボランティア団体、NPO 等からなる協議機関・制度が必要とされ、そこに地域のコミュニティの代表者も参加していくことが必要ではないか』と述べている。
- 29) 例えば久富は参考文献 8 (pp.113) において、戦後日本の地域社会について、『行政下請機関化した地縁組織では、納税その他の行政事務が代行されるばかりでなく、諸々の寄付金や労役も半強制的に割り当てられる。それらの決定は地域の有力者（ボス）によって非民主的に行われる』と述べている。
- 30) 参考文献 22 (pp.282)
- 31) 参考文献 23 (pp.62)
- 32) 参考文献 21 (pp.42-43)
- 33) 例えば中田は参考文献 24 (pp.77) において、『時代の制約として住民参加の政策自体に限界があり、内容的には従来の地域活動の延長線上のものが多かった』としている。また、名和田は参考文献 23 (pp.63) において、『コミュニティセンターは、そもそもそのつくりからして社会教育・生涯学習の施設であり、そこで地域や市政に関する公共的議論が行われる場というよりは、住民の私的な趣味のための学習の場であった。また管理運営組織も、住民自治の担い手というよりは、文字通り施設管理の仕事が主となった』と述べている。
- 34) 参考文献 21 (pp.35)
- 35) 参考文献 21 (pp.36-37)
- 36) 参考文献 23 (pp.64)
- 37) 参考文献 21 (pp.38-40)
- 38) 参考文献 20 (pp.78)
- 39) 参考文献 20 (pp.79-81)
- 40) 参考文献 10
- 41) 参考文献 25 (pp.159)
- 42) 例えば中田は参考文献 24 (pp.68-69) において、『地域での共同生活が地域の共同管理という機能

を要請し、それを担う組織を生み出していくことが、地域組織が主体性をもって地域の持続的発展を行ううえに欠かせない条件であることが了解できるであろう』と述べている。

- 43) 例えば山崎は参考文献 26 (pp.209) において、『まちづくりの取り組みを生活地からつみあげていくことが、地域と自治体の強化につながるのである。基礎自治体への分権は、住民がその主体者としての権利を行使しうるシステムをつくりあげていくことによってさらに強化されるであろう』と述べている。
- 44) 例えば山崎は参考文献 26 (pp.228) において、『地域を包括する組織である町内会・自治会の発展として学区を位置づけ、学区単位の自治活動の充実・発展を基礎にして、地域住民自治組織の主体的な取り組みと行政との連携の強化によって地域自治を確立していくことが、まちづくり行政の一部を住民が担っていく地域分権の方向といえる』と述べている。
- 45) 例えば山崎は参考文献 26 (pp.104-105) において、『コミュニティ活動は、ボランティアやNPOなどの有志参加型の活動と町内会・自治会、コミュニティ組織のような全戸参加型の活動がそれぞれの目的をもって交流（協働）しつつ地域活動を展開することによって、コミュニティ充実への相補性を発揮することができるのである』と述べている。
- 46) 例えば中田は参考文献 24 (pp.91) において、『NPOの活動スタイルと町内会のそれが大変違うことや、活動区域の違いから、一般には両者はなお疎遠な状態にとどまっているが、最近では、地域に根ざすことが必要と考えるNPOも増えており、さらには、NPOを立ち上げる町内会すら出てきている。両者が連携する方法を研究することが必要となっている』と述べている。
- 47) 参考文献 27
- 48) 例えば佐藤は参考文献 13 (pp.16) において、『コミュニティ活動全体は、住民参加と呼ぶに値しないし、また呼ぶ必要もないことはいうまでもない。同様に、地域社会でのボランティア活動も、それ自体は参加とはいえないが、コミュニティ活動ともども住民の活動参加であることは確かである。そして、このような活動への参加をとおして地域への関心が高まるなかから、やがて自治行政への住民参加の機運が高まることを期待されよう。現に、そのような実例も、みうけられるようである』と述べており、市民参加の基盤としてのコミュニティ参加の視点が端的に表れている。
- 49) 例えば篠原は参考文献 12 (pp.142) において、『市民参加は基礎単位における参加、つまりコミュニティ参加によって裏うちされない限り、実効性はもちえないのであり、その規模は地域の事情によって異なるが、小学校区単位ないしは中学校区単位ごとに組織をつくる必要があるであろう』と述べており、コミュニティレベルでの参加の基盤としてのコミュニティ施策という視点が端的に表れている。また、岩崎は参考文献 22 (pp.272) において、『コミュニティづくりでは、身近な生活問題から出発して、問題を住民と行政の担当者が一体となった討議の中で決定し、それが行政の施策として実現されるという過程が繰り返されることが想定されており、その過程が、住民と行政の担当者にとって新しい住民参加の経験の場となっていくことが期待されている』と述べている。
- 50) 例えば岩崎は参考文献 22 (pp.271-272) において、『現在実施されているコミュニティづくりでは、住民のコミュニティ活動の自主性を損なわないよう、主として住民参加によるコミュニティ計画に基づいて近隣地域の環境整備を行う方法で進められているが、そこにおけるコミュニティ計画の策定及びその実施を通じて実質的な住民参加が行われることが期待されている』と述べている。また、奥田は参考文献 28 (pp.201) において、『行政課題としてのコミュニティ政策は、最終的には、「住民参加」の具体的作業に集約化されよう』と述べている。
- 51) 参考文献 29

- 52) 参考文献 30 (pp.87-88)
- 53) 参考文献 31 (pp.138-142)
- 54) 参考文献 12 (pp.167-170)
- 55) 参考文献 28 (pp.173)
- 56) 参考文献 32 (pp.52)
- 57) 参考文献 12 (pp.204)
- 58) 参考文献 24 (pp.78)
- 59) 参考文献 30 (pp.86-89)
- 60) 参考文献 33 (pp.27)
- 61) 参考文献 34 (pp.75)
- 62) 参考文献 35 (pp.74)
- 63) 例えば玉野は参考文献 21 (pp.43) において、『協働＝パートナーシップの考え方は、少なくとも公的な活動を行政だけではなく、市民にも直接担ってもらうことを想定している。公的な活動を共に担うという意味での協働であり、パートナーシップなのである。そこにはかなりの部分の市民が、すでに共同的な活動に従事しており、公的な領域の活動にも自発的に参与するだけの準備が整っているという条件が必要となる。いわばコミュニティの時代の成果が前提とされるのである。・・・そして、それは実際に現在、実現している。この意味でも、パートナーシップはコミュニティの成果を引き継ぐものと考えべきなのである』と述べているが、ここで実現されているコミュニティの成果は、社会学の分野が想定しているコミュニティのあり方とは明らかにニュアンスの違いがある。
- 64) 参考文献 36 (pp.98)
- 65) 例えば新川は参考文献 37 (pp.25) において、『NPO が果たしている役割が、地域においてはこうした住民の活動として展開されてきているのである。いわば地域における NPO が、地域住民の団体なのである。もちろん、従来型の地縁型の組織は、その実態としても、もともと有していた共助型組織としての活動が少なくなり、行政下請け的に機能する面があるなど、その地域住民団体としての形骸化が指摘されてきていた。しかしその一方で、こうした地域住民団体の中には、活動を重ね試行錯誤をする中で、その設置目的を見直し組織再編を試みるなど、明確なテーマを持った活動的な組織に移行しようとする動きもある。再編の方法はさまざまであるが、明らかにテーマ型コミュニティとして NPO と呼ぶにふさわしい組織を目指している事例がある』と述べている。
- 66) 参考文献 22 (pp.132)
- 67) 例えば山崎は参考文献 26 (pp.5-6) において、『地域は今日の競争社会によって摩耗された人間性を回復させる各世代共通の最後のとりでである。過度の競争による人間疎外の社会を見直し、回復させる場に地域社会はなりうるのである。・・・いま、あらためて地域は、関係創造の場として注目されている』と述べている。
- 68) 参考文献 35 (pp.74-75)
- 69) 例えば中田は参考文献 24 (pp.78-79) において、旧自治省のコミュニティ施策に対して、『コミュニティづくりは、十分に機能できなくなっている町内会組織を真に住民に支えられ、地域共同管理を担える組織に刷新することが課題ではなはずであった。しかしその道は避けられた』と述べている。
- 70) 例えば中田は参考文献 24 (pp.80) において、『任意組織（アソシエーション）でしかないものをコミュニティとしてみるために、「テーマ型コミュニティ」という奇妙なことばが創造された。コミュニティとアソシエーションという異質な集団概念の混乱に社会学者自身が手を貸したのであった』と述べて

いる。

- 71) 例えば中田は参考文献 24 において、『論点は、それがどんな機能を担うかであり、それにもとづく組織類型（コミュニティかアソシエーションか）の問題である』、『共同の原理で結ばれた共同体型の集団（コミュニティ）から、個人の個別の意思や目的によって自由に結成される自発的で機能的な集団（アソシエーション）へと変化していく』と述べていることから分かるように、コミュニティを組織類型として捉えている。
- 72) 例えば山崎は参考文献 26（pp.86）において、『組織編成にあたって「自立した個人」にのみこだわることは、基礎組織の活動成果を軽視することになり、コミュニティ活動の空洞化につながるおそれがある』と述べている。
- 73) 例えば中田は参考文献 38 において、『住民の身近なところでの諸施策や、多くの住民の死活にかかわる問題などについては、地域としての住民の要求と運動が基本的な意味をもつ。これを見落として『地域崩壊論』を立て、個々の市民の任意で継続性のない関係にのみ期待を寄せる『ネットワーク論』を地域社会論に代置するならば、それは問題のすりかえであろう』と述べている。また山崎は参考文献 33（pp.167）において、『これからの運動は、要求団体の「地域横並び」結集をもって、地域の主体形成組織に置き換えるにとどまらず、地域住民組織の生産と共同消費の各段階における住民自治機能を含みこんだ総合的な「地域生活ネットワーク」を基礎にして、生活地での地域問題の解決にとりくまなければならない』と述べている。
- 74) 例えば山崎は参考文献 26（pp.45）において、『生活の個別化は、一方で生活諸条件の社会的整備に依拠した生活の社会化によって可能になっているのである。生活の社会化は、家事の商品化と生活諸条件の公共的整備への依存の増大として現れている。このことは、新たな共同性と生活必需条件の社会的処理の必要性を増幅させたことを意味する』と述べている。
- 75) 参考文献 39
- 76) 参考文献 34（pp.43）
- 77) 参考文献 40（pp.167-168）
- 78) 参考文献 41
- 79) 参考文献 24（pp.81）
- 80) 参考文献 41（pp.260）
- 81) 参考文献 41（pp.261）

参考文献

1. 河村十寸穂、斎藤昌男、原純輔：都市と市民参加，有隣堂，1984
2. 西村貢：協働型まちづくりの時代（西村貢編著：協働型まちづくりのすすめ，まつお出版，2004）
3. 佐藤竺：行政システムと市民参加（伊東光晴、篠原一、松下圭一、宮本憲一編：岩波講座 現代都市政策 II 市民参加，岩波書店，1973）所収
4. 後藤春彦：景観まちづくり論，学芸出版社，2007
5. 山本英治：住民生活問題と地方自治（松原治郎編著：住民参加と自治の革新，学陽書房，1974）所収
6. 佐藤徹：市民会議と地域創造，ぎょうせい，2005
7. 世古一穂：市民参加のデザイン - 市民・行政・企業・NPO の協働の時代 -，ぎょうせい，1999

8. 久富善之：政治意識の変化と政治参加の新しい動向（松原治郎編著：住民参加と自治の革新，学陽書房，1974）所収
9. 坂田期雄：新しい都市政策と市民参加，ぎょうせい，1978
10. 江藤俊昭：地域事業の決定・実施をめぐる協働のための条件整備 - <住民一住民>関係の構築を目指して -（人見剛、辻山幸宣編著：協働型の制度づくりと政策形成，ぎょうせい，2000）所収
11. 大内田鶴子：コミュニティ・ガバナンス - 伝統からパブリック参加へ -，ぎょうせい，2006
12. 篠原一：市民参加，岩波書店，1977
13. 佐藤竺：概説・住民参加（佐藤竺編：現代のエスプリ No.158 住民参加，至文堂，1980）所収
14. 佐藤滋：地域協働の時代とまちづくり（佐藤滋編著：地域協働の科学 - まちの連携をマネジメントする -，成文堂，2005）所収
15. 前田成東：NPO 活動の展開と行政の変容 - 参画・協働を支える行政のあり方とは -（羽貝正美編著：自治と参加・協働 - ローカル・ガバナンスの再構築，学芸出版社，2007）所収
16. 羽貝正美：基礎自治体の新しい地平 - 参画と協働によるローカル・ガバナンスの刷新と自治体再構築 -（羽貝正美編著：自治と参加・協働 - ローカル・ガバナンスの再構築，学芸出版社，2007）所収
17. 岡田章宏：「公私協働」の政策動向（室井力編：住民参加のシステム改革，日本評論社，2003）所収
18. 山岸秀雄：新しい「協働」とNPOの役割（山岸秀雄、菅原敏夫、粉川一郎編著：NPOと行政・協働の再構築 - これまでの10年、これからの10年 -，第一書林，2004）所収
19. 榊原秀訓：住民参加の展開と課題（室井力編：住民参加のシステム改革，日本評論社，2003）所収
20. 森邊成一：自治体内分権、コミュニティと住民参加（室井力編：住民参加のシステム改革，日本評論社，2003）所収
21. 玉野和志：コミュニティからパートナーシップへ - 地方分権改革とコミュニティ政策の転換 -（羽貝正美編著：自治と参加・協働 - ローカル・ガバナンスの再構築，学芸出版社，2007）所収
22. 岩崎忠夫：住民参加論 - 住民参加の理論と実務 -，第一法規出版株式会社，1984
23. 名和田是彦：近隣政府・自治体内分権と住民自治 - 身近な自治を実現するための考え方と仕組み -（羽貝正美編著：自治と参加・協働 - ローカル・ガバナンスの再構築，学芸出版社，2007）所収
24. 中田実：地域分権時代の町内会・自治会，自治体研究社，2007
25. 名和田是彦：自治体内分権と住民参加・協働（人見剛、辻山幸宣編著：協働型の制度づくりと政策形成，ぎょうせい，2000）所収
26. 山崎丈夫：地域コミュニティ論 改訂版 - 地域分権への協働の構図 -，自治体研究社，2006
27. 西尾勝：市政と市民の参加（佐藤竺編：現代のエスプリ No.158 住民参加，至文堂，1980）所収
28. 奥田道大：コミュニティ形成をめぐる行政と住民（松原治郎編著：住民参加と自治の革新，学陽書房，1974）所収
29. R.M. マッキーバー（中久郎、松本通晴監訳）：コミュニティ - 社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論 -，ミネルヴァ書房，1975
30. 奥田道大：地域社会と市民運動（伊東光晴、篠原一、松下圭一、宮本憲一編：岩波講座 現代都市政策 II 市民参加，岩波書店，1973）所収
31. 奥田道大：コミュニティ形成の論理と住民意識（磯村英一、鶴飼信成、川野重任編：都市形成の論理と住民，東京大学出版，1971）所収
32. 秋元律郎：地域政治と住民，潮出版社，1972
33. 山崎丈夫：現代の住民組織と地域自治 - 地域分権化への住民組織論 -，自治体研究社，1994

34. 山本登：市民組織とコミュニティ，明石書店，1985
35. 奥田道大：住民参加の現状と課題（佐藤竺編：現代のエスプリ No.158 住民参加，至文堂，1980）所収
36. 牧田義輝：住民参加の再生 - 空虚な市民論を超えて -，勁草書房，2007
37. 新川達郎：地方自治体再編とコミュニティ再生（山田晴義、新川達郎編著：コミュニティ再生と地方自治体再編，ぎょうせい，2005）所収
38. 中田実：コミュニティと地域の共同管理（倉沢進、秋元律郎編著：町内会と地域集団，ミネルヴァ書房，1990）所収
39. ジェーン・ジェイコブス（黒川紀章訳）：アメリカ大都市の死と生，鹿島出版会，1977
40. 田村明：都市づくりと市民参加（佐藤竺編：現代のエスプリ No.158 住民参加，至文堂，1980）所収
41. 北沢猛：持続可能な地域をデザインする（財団法人地域活性化センター編：自立と協働によるまちづくり読本，ぎょうせい，2004）所収

